## 制限を超える用途の建築について

## （建築基準法第48条に基づく特例用途許可）

建築基準法（以下「法」という。）第48条では，用途地域によって建築できる用途が定められてい ます。その制限を超える用途の建築物を建てようとする場合，許可が必要であり，特定行政庁（世田谷区長）が良好な住居の環境を害するおそれがないと認め，又は公益上やむを得ない等と認めたも のについては建築可能となります。

## －コンビニエンスストア等の許可について

世田谷区では令和元年に『世田谷区コンビニエンスストア設置許可基準』を策定し，それに基 づいて許可を行っております（ホームページ参照）。

世田谷区ホームページ 検索ワード 世田谷区ホームページ 検索ナンバー 二次元コード
世田谷区 一低層 コンビニ

検索
世田谷区 163325

## 検索

## 敷地や建築物等の条件については，建築調整課許可•認定担当までご相談ください。

## 以下に，敷地に係る一部の基準をお示しします。




立地環境•施設の規模，騒音対策等，臭気，夜間照明等，景観等への配慮，道路交通，安全対策，その他 についても基準があります。（ホームページ参照）

## 許可の流れ


※手続等に要する期間は目安です。

## －その他の用途の許可基準はあるか

国の基準や技術的助言等に基づき，区で基準等を定めているもの（自動車修理工場，ドライクリーニング工場等）がありますので，ご計画の前にご相談ください。

